

# 平泉町ふるさと応援寄附返礼品提供事業者募集要項

平成29年1月11日 制定  
令和元年5月31日 一部改正  
令和4年1月14日 一部改正  
令和4年4月1日 一部改正  
令和6年4月1日 一部改正

## 1 目的

平泉町では、ふるさと応援寄附制度の促進、地場製品のPR、販売促進及び地元生産者、企業の活性化などの相乗効果を図るため、本町にふるさと応援寄附をされた方に対し、地場製品やサービスをお礼の品（以下「返礼品」といいます。）として贈呈しています。応援寄附制度を活用した地域活性化につなげるため、本町の協力事業者として返礼品を提供していただける事業者（以下「協力事業者」といいます。）を募集します。

## 2 募集の要件

返礼品を提案することができる協力事業者は、次の条件を満たしている者とし、町が適当でないと認めた場合は採用しません。

- ① 各種法、規則、条例に沿った生産・製造を行っていること。
- ② 平泉町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場がある企業または個人事業者であること。（ただし、町長が特に認める場合を除く）
- ③ 個人情報取り扱いを厳重に行えること。

※ただし、上記の要件に適合しても、町が協力事業者として適当でないと認めた場合や返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないものとし、ます。

## 3 返礼品の要件

返礼品は次の条件を満たす商品やサービスとします。

- ① 町内で生産、製造、加工、提供等をしているものであること。
- ② 平泉町の特産品として認められる商品やサービスであること。
- ③ 平泉町の魅力が伝わるものであり、本町の地域産業の振興につながる要素をもつ商品やサービスであること。
- ④ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能な商品等も内容により可能とする。

- ⑤ 商品情報の開示が可能であること。
- ⑥ 平泉町のイメージアップにつながるものであること。
- ⑦ 換金性の高い商品やサービスでないこと。
- ⑧ 総務省告示第179号(平成31年4月1日)に定める基準を満たすものであること。

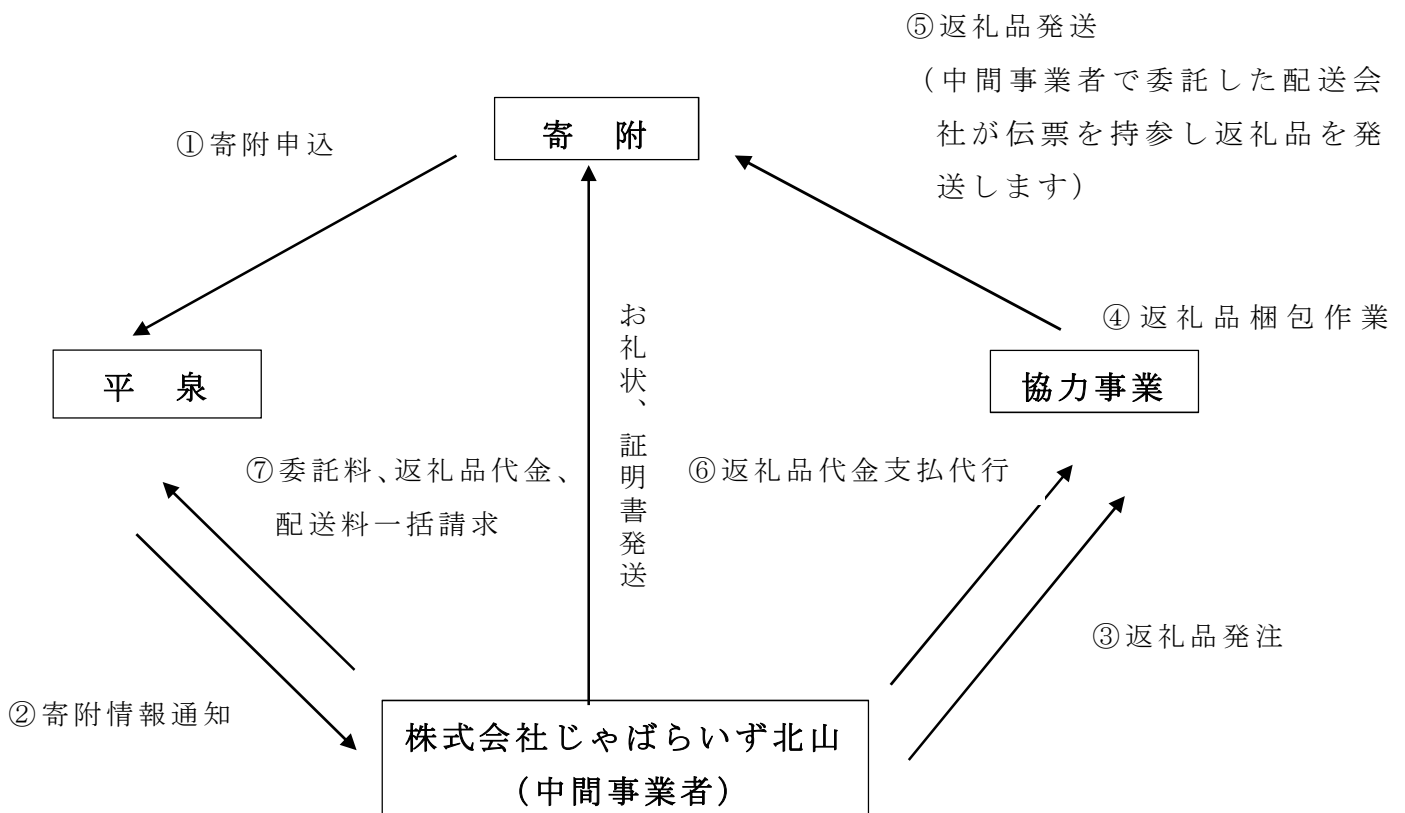
#### 4 返礼品の価格

「返礼品の価格」は寄附金額の3割以下とします。なお、返礼品の価格には、商品代、発送資材代及び消費税等を含みます。(協力事業者様独自で配送する場合は送料も返礼品の価格に含めてください。)

#### 5 協力事業者のメリット

- ① 返礼品に登録することにより、新規顧客やリピーターの獲得につながり、売上拡大が期待できます。
- ② 寄附ポータルサイト等への掲載により、商品を広く周知できます。(返礼品発送時に自社パンフレット等を同梱可)

#### 6 返礼品の受発注、代金支払いの流れ



## 7 申込み方法等

次の提出書類に必要事項を記入の上、10 お問合せ先・提出先に記載されている株式会社じゃばらいず北山まで提出してください。複数の返礼品を申し込む場合は、返礼品毎に（別紙）返礼品内訳説明書を作成してください。

### [提出書類]

- (1)登録申込書及び（別紙）返礼品内訳説明書
- (2)誓約書
- (3)事業概要及び商品等の概要が分かる資料（パンフレット等があれば）
- (4)商品画像データ、紹介動画、説明・PR 文等

## 8 協力事業者の決定

提出書類を受付後、町が審査を行い、申込者に審査結果を通知します。なお、寄附ポータルサイトへの掲載は、順次行います。

## 9 その他留意事項

- ① 登録された返礼品を変更又は辞退する場合は、1ヶ月前までに報告が必要となります。
- ② 返礼品の発送は協力事業者の責任において行い、品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努め、その対応内容については必ず報告してください。
- ③ 登録された協力事業者又は返礼品が本要項2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その事業者の登録や商品調達を中止することがあります。

## 10 お問合せ先・提出先

### 【返礼品の登録相談、協力事業者への発注、返礼品企画及び開発】

〒647-0020 和歌山県新宮市徐福1丁目1-10

株式会社じゃばらいず北山

（※平泉町ふるさと応援寄附推進事業業務の受託事業者）

電話：0735-29-2020

Mail：furusato@hiraizumitown.net

### 【その他、制度全般に関すること】

〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45番地2

平泉町役場総務課 ふるさと納税担当

電話：0191-46-2111 FAX：0191-46-3080

Mail：somu@town.hiraizumi.iwate.jp

(参考)

総務省告示第179号(平成31年4月1日)第5条に定める「地場産品基準」

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。